

令和5年度

一般廃棄物処理実施計画

南砺市

令和5年度南砺市一般廃棄物処理実施計画

I. 一般廃棄物処理の基本事項

(1) 計画区域 南砺市全域

南砺市面積	計画収集人口	世帯数
668.64 km ²	47,413人	17,501世帯

計画収集人口（ごみ処理施設別）

（令和5年4月1日現在）

南砺リサイクルセンター	計画収集人口	世帯数	クリーンセンターとなみ	計画収集人口	世帯数
(城端)	7,737	2,960	(福野)	13,040	4,589
(平)	826	315	(利賀)	437	204
(上平)	577	191	(井波)	7,797	2,950
(井口)	1,098	398			
(福光)	15,901	5,894			
小計	26,139	9,758	小計	21,274	7,743

(2) 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

II ごみ処理基本計画（主要政策）

南砺市一般廃棄物処理基本計画に掲げる基本理念の実現を目指して、ごみを資源としてとらえるといった観点から、可能な限りごみの発生を抑制（リデュース）するとともに、製品等の再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）という3Rに、発生回避（リフューズ）を加えた4Rの考え方に基づいて、市民・事業者・行政の三者が協働して「ごみの減量資源化」を推進し、最終的にどうしてもごみとして処理しなければならないものについて、環境にできるだけ負荷をかけないように適正に処理していきます。

(1) ごみの減量資源化施策

発生回避（リフューズ）・発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）についての市民、事業者、行政の取組を促進するため、地域を通じた取組を推進していきます。また、リサイクルの促進に関する施策を検討する際には、リサイクルが「大量生産」「大量消費」の免罪符とならないように、まずは、リフューズ、リデュース、リユースを優先します。また、ごみを単に不要物ととらえるのではなく、「資源としてとらえる」といった視点に立って施策を展開していきます。

① 排出抑制の促進

項目	概要	備考
ごみ減量化・再資源化普及事業	省資源・ごみの減量化について市民の意識高揚を図り、一般廃棄物の抑制し、再利用、資源化を促進するよう啓発普及をおこなう。	南砺市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 平成16年11月1日 条例第153号

家庭用生ごみ処理促進	ごみの減量・資源化の促進及び市民のごみ処理に対する意識の高揚を図るため各家庭から排出されるちゅう芥類（生ごみ）処理機を購入した世帯に対し、その経費の一部を補助する。	南砺市生ごみ処理機購入補助金交付要綱 平成 16 年 11 月 1 日 告示第 116 号
廃棄物減量推進員	収集ステーションの管理指導・市が行う住民に対する広報活動への協力・分別収集の徹底のための住民への指導並びに協力要請を行うため廃棄物減量推進員を置く	南砺市廃棄物減量等推進員設置要綱 平成 16 年 11 月 1 日 告示第 114 号
マイバック運動の推進	レジ袋などの排出抑止効果のほか、市民への環境に対する意識の向上効果を計る	

②資源化の促進

	項 目	概 要
資源ごみ	ペットボトル	ごみの減量・リサイクルの推進を図るためビン・缶・ペットボトルの分別収集を実施し再資源化を図る。
	アルミ缶・スチール缶・空ビン	
	紙製容器包装	
	白色トレイ	
	上記以外のプラ容器包装	

	項 目	概 要
集団回収	資源再利用活動推進奨励金	一般廃棄物の減量化及び資源の有効利用を図るため、集団的に資源回収を行い、資源を資源回収業者に引き渡した団体（婦人会・PTA・地域団体など）に対し奨励金を交付する。
集団回収常設モデル事業	資源再利用活動推進奨励金	集団資源回収の常設化を図り回収機会の通年化を目的とするもの。また地域づくり協議会単位で設置することによって課題解決を図る活動への運営資金にあてることが可能となる。

	項 目	概 要
店頭回収の促進	白色トレイ・ペットボトル・紙パック	小売店などに設置された回収ボックスなどを市民に広報等により周知し排出抑制を図る。

Ⅲ. ごみ処理実施計画書

1. 収集区域の範囲

南砺市全域とする。

2. 運搬先

城端・平・上平・井口・福光地域より排出されるごみについては南砺リサイクルセンターにおいて処理を行うものとする。

利賀・井波・福野地域より排出されるごみについてはクリーンセンターとなみにおいて処理を行うものとする。

○施設の概要

ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）		砺波広域圏事務組合	
〒939-1315 砺波市太田 1873-1 TEL 0763-32-5648 FAX 0763-32-5860	クリーンセンターとなみ （一般廃棄物処理施設）		砺波市 南砺市の一部（利賀・井波・福野）
	焼却施設		
	設備設置	平成 3 年 1 月（業務開始/昭和 45 年 4 月）	
	建物延床面積	2,135 平方メートル	
	総敷地面積	16,915 平方メートル（粗大ゴミ処理施設含）	
	処理設備	受入供給設備、燃焼設備、 焼却ガス冷却設備、排ガス処理設備、 余熱利用設備、通風設備、灰出設備、 給排水設備、排水処理設備、電気計装設備	
	処理能力	45t/24h×2 基	
	推進運動	施設見学会、 再利用物品の取扱い	
砺波市太田 1873-1	粗大ゴミ処理施設		
	設備設置	平成 8 年 9 月	
	建物延床面積	1,807 平方メートル	
	処理設備	受入供給設備、破碎設備、搬送設備、選別設備、 貯留・排出設備、集じん設備、 給排水設備、電気計装設備	
	処理能力	9t/5h	
砺波市徳万地内	埋立処分地施設		
	設備設置	平成 13 年 4 月	
	総面積	77,651 平方メートル	
	埋立面積	10,500 平方メートル	
	埋立容量	57,000 立方メートル	
	処理設備	平面・斜面しゃ水設備、漏水検知システム	
砺波市徳万地内	浸出水処理施設		
	設備設置	平成 13 年 4 月	
	建物延床面積	809.53 平方メートル	
	処理設備	カルシウム除去、接触曝気方式、凝集沈殿、活性炭、 キレート吸着	
	処理能力	80 立方メートル/日	

ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設） 砺波広域圏事務組合

〒939-1755 南砺市立野原西 966 TEL 0763-62-4710 FAX 0763-62-2856	南砺リサイクルセンター （一般廃棄物処理施設）		南砺市の一部 （城端・平・上平・井口・福光）		
	設備設置			平成 7 年 4 月	
	建物延床面積			4,472 平方メートル	
	総敷地面積			33,449 平方メートル	
	処理設備			管理リフォームセンター、リサイクルプラザプラント施設、 車庫、ストックヤード、ごみ積込中継施設	
	処理能力			リサイクルプラザ（可燃・不燃物処理）プラント…8t/5h スtockヤードカレット…210t スチール・アルミ…160t 可燃ごみ積替え施設 積込み量…24t/日	
推進運動			施設見学会、再利用物品の取り扱い		

3. 収集・運搬する廃棄物の種類及び、自分で処理する廃棄物

①市が収集するごみ

区 分	内 訳 (代表例)				備 考
燃えるごみ (可燃ごみ)	生ごみ、衣類、紙くず				市指定燃えるごみ専用袋により排出
[出すときの注意] (a) 台所ごみは、十分に水切りをすること。 (b) 食用油等の液状の物は、紙又は布類に染み込ませるか、固めて、小さなポリ袋等に入れてから指定袋に入れて出すこと。 (c) 竹串など先のとがったものは、丈夫な紙に包むこと。 (d) 枯れ葉、草類は泥を除き、良く乾燥させて指定袋に入れて出す。 (但し、枝は太さ最大 10 cm、長さは2m 以内とし、クリーンセンターとなみ又は南砺リサイクルセンターへ直接搬入すること)					
燃えないごみ (不燃ごみ)	金属類・ 小型家電品	ガラスくず・ 陶磁器類	有害ごみ・ 危険ごみ	種類別のコンテナに 分別して排出	
[出すときの注意] (a) 自動着火式器具類は、必ず乾電池をはずすこと。 (b) 石油ストーブは、必ず灯油を抜き取ること。 (c) 包丁・ナイフ・フォークなどは、丈夫な紙に包んで出すこと。					

区 分	内 訳	備 考
資源ごみ	無色透明ビン、茶色ビン、その他ビン、 白色トレイ、スチール缶、アルミ缶、 ペットボトル ・飲み物、食べ物、調味料が入っていた缶・ビン・ ペットボトル、ペットボトルマークがついたもの	専用コンテナ、網袋に分別して 排出
	紙製容器包装	・紙袋又は紙紐により排出
	プラスチック製容器包装	・南砺市指定プラスチック包装 専用袋にて排出
[出すときの注意] (a) 中を水洗いするとともに乾燥させ、キャップを取り外すこと。 (b) 汚れが取れないものは燃えるごみ、又は不燃ごみに出すこと。		

②収集ごみ以外で、排出者がクリーンセンターとなみ・南砺リサイクルセンターへ持ち込むことができるごみ

区分	内 訳	備 考
可燃性粗大ごみ 不燃性粗大ごみ 小型農機具類	家具、金属類、小型農機具類 ごみ処理手数料 50kg まで 350 円 10kg 増すごとに 50 円加算	砺波広域圏事務 組合条例
がれき類	ブロック類、瓦類 ごみ処理手数料 100kg まで 500 円 10kg 増すごとに 100 円加算	
タイヤ バッテリー	ごみ処理手数料 1 個 (本) 300 円	
畳	1 枚 500 円	
マットレス (スプリング入り)	1 枚 1,000 円	

③自分で処理するごみ (販売店や専門業者で処理するもの)

区分	内 訳	備 考								
家電リサイクル法対象品	家電リサイクル法施行令 (平成 10 年政令第 378 号) 第 1 条各号に規定する機械器具 (エアコン、テレビ (ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機。以下「機械器具」という。)	※クリーンセンターとなみ及び南砺リサイクルセンターへの持ち込みは平成30年3月31日で取りやめ 廃家電の持込 (受取) が可能な民間施設 ※リサイクル料金の他に別途運搬料金が必要 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>対象となる 機械器具</th> <th>処理 主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株) 林商店</td> <td>南砺市 吉江中1075</td> <td>機械器具</td> <td>民間 業者</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所在地	対象となる 機械器具	処理 主体	(株) 林商店	南砺市 吉江中1075	機械器具	民間 業者
名 称	所在地	対象となる 機械器具	処理 主体							
(株) 林商店	南砺市 吉江中1075	機械器具	民間 業者							
パソコン	資源の有効な利用の促進に関する法律施行令 (平成 3 年政令第 327 号) 第 6 条別表第 6 第 1 号上段に規定するパーソナルコンピュータ (その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含み、重量が 1 kg 以下のものを除く。以下「パーソナルコンピュータ」という。)	パソコンリサイクル法 パーソナルコンピュータは、次のとおり出すこと。①自らパーソナルコンピュータの製造等 (製造又は自ら輸入したものの販売をすることをいう。) の事業を行う者が製造等をしたパーソナルコンピュータは、当該製造等の事業を行う者の自主回収に出すこと。②法第 9 条の 9 第 1 項の認定を受けた者が処理を行うパーソナルコンピュータは、当該認定を受けた者が行う回収に出すこと。 ※クリーンセンターとなみ及び南砺リサイクルセンターでも持ち込み可能								
自動車	自動車リサイクル法 (平成 14 年法律第 87 号) 第 2 条第 2 項に規定する使用済み自動車	自動車の所有者は、当該自動車の購入時、車検時または廃車時に再資源化預託金等 (リサイクル料金) を資金管理法人 (販売								

		店等を経由) に対して預託し、当該自動車が使用済自動車(廃車)となったときは、都道府県知事等の登録を受けた引取業者(取扱店等)に当該使用済自動車を引き渡すこと。											
オートバイ	廃棄二輪車の回収・適正処理による廃棄物の減量と資源の有効活用をめざして、二輪車の国内メーカー4社とインポーター3社(2022年10月1日現在)が中心となって自主的に取り組んでいくのが、「二輪車リサイクルシステム」このシステムは、2004年10月1日より開始	二輪車リサイクルシステムに基づく廃棄二輪車取扱店へ持ち込むこと。											
その他	シンナー、灯油、廃油など引火性の強いもの	当該物を取り扱っている店等に引き取ってもらい、当該店等が適正に処理すること。											
	ガスボンベ火薬などの爆発物、硫酸・塩酸・農薬などの危険物												
	家屋廃材・木の株	家屋廃材、庭の大規模な剪定等に伴って生じる多量のごみは、自ら一般廃棄物処理施設に搬入し、又は許可業者に委託して処理を行うこと。 持ち込み可能な民間施設											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>処理主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)高岡市衛生公社 砺波営業所</td> <td>砺波市 太田1877-1</td> <td>民間業者</td> </tr> <tr> <td>チューモク(株) パーク工場</td> <td>南砺市 立野原西375</td> <td>民間業者</td> </tr> <tr> <td>(株)かんでん エルファーム</td> <td>南砺市 葎島1</td> <td>民間業者</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所在地	処理主体	(株)高岡市衛生公社 砺波営業所	砺波市 太田1877-1	民間業者	チューモク(株) パーク工場	南砺市 立野原西375	民間業者	(株)かんでん エルファーム	南砺市 葎島1
名 称	所在地	処理主体											
(株)高岡市衛生公社 砺波営業所	砺波市 太田1877-1	民間業者											
チューモク(株) パーク工場	南砺市 立野原西375	民間業者											
(株)かんでん エルファーム	南砺市 葎島1	民間業者											
	医療用廃棄物	・注射針等の在宅医療廃棄物については、当該注射針を販売した医療機関、薬局等に引き取ってもらい、当該医療機関、薬局等が適正に処理すること。											
事業系ごみ	事業活動(事務所・飲食店等)により出るごみ	自分で処理するか、または市の許可業者に依頼											
	事業活動により出る建設廃材・廃プラスチック	事業者の責任で処理または、産業廃棄物処理業者に依頼。											

4. 処理手数料

南砺市条例に基づくもの

種別	単位	金額	備考
一般家庭系ごみ袋 (1袋につき)	指定袋大	20円	
	指定袋中	15円	
	指定袋小	10円	
プラスチック製容器包装専用袋 (1袋につき)	指定袋大	10円	
小枝・落葉専用袋 (1袋につき)	指定袋	20円	

砺波広域圏事務組合条例に基づくもの

区分	内訳	備考
可燃性粗大ごみ 不燃性粗大ごみ 小型農機具類	家具、金属類、小型農機具類等 ごみ処理手数料 50kgまで350円10kg増すごとに50円加算	南砺リサイクル センター クリーンセンタ ーとなみ 処理手数料
がれき類	ブロック類、瓦類 ごみ処理手数料 100kgまで500円10kg増すごとに100円加算	
タイヤ バッテリー	ごみ処理手数料 1個(本)300円	
畳	1枚500円	
マットレス (スプリング入り)	1枚1,000円	

5. 収集箇所数、収集回数

地域名	可燃ごみステーション		不燃・資源ごみステーション		備考
	箇所数	収集回数	箇所数	収集回数	
福光	261	2回/週	126	1回/月(市街地部) 資源2回/月 プラ容器包装2回/月	民間委託 収集
城端	123	2回/週	66	1回/月(市街地部) 資源2回/月 不燃2回/月 プラ容器包装2回/月	〃
井口	11	2回/週	9	1回/月 プラ容器包装2回/月	〃
平	48	2回/週	33	資源1回/月 不燃2回/月 プラ容器包装2回/月	〃

上平	23	2回/週	22	資源1回/月 不燃2回/月 プラ容器包装2回/月	〃
福野	197	2回/週 (市街地の内 一部3回/週)	70	1回/月 プラ容器包装2回/月	〃
井波	166	2回/週	62	1回/月 プラ容器包装2回/月	〃
利賀	62	2回/週	27	1回/月 プラ容器包装2回/月	〃
計	891		415		

※冬季及び事情があるときは収集箇所及び収集回数について変更する場合もある。

6. 一般廃棄物の発生量・処理量 (単位：t)

区分	品目	R4	CCとなみ 管内	南砺RC 管内
		(t)		
可燃ごみ	一般家庭系	8,194	3,656	4,538
	事業系	2,848	1,138	1,710
	合計	11,042	4,794	6,248
不燃・粗大ごみ		1,108	734	374
資源ごみ	びん・缶	218	80	138
	古紙類	69	20	49
	ペットボトル	45	18	27
	白色トレイ	2	1	1
	紙製容器包装等	77	35	42
	プラスチック製容器包装	194	76	118
	小型家電・パソコン	—	—	—
	合計	605	230	375
瓦礫類		39	17	22
家電リサイクル対象品		0	0	0
合計		12,794	5,775	7,019

※「—」は集計していない品目であり、発生量・処理量が「0」であることを意味しません。

資源集団回収量見込み

新聞 (t)	雑誌 (t)	段ボール (t)	紙パック (t)	アルミ缶 (t)	布 (t)	小型家電 (t)	てんぷら油 (ℓ)
311	155	159	3	19	0	1	505

7. 施設の処理量等の計画

①可燃物の処理

施設の名称	クリーンセンターとなみ	南砺リサイクルセンター
処理方式	全連続式ストーカ炉	クリーンセンターとなみにて処理 (焼却)
処理能力等	45t/24h×2 炉	24t/日
搬入量 (処理量) 見込み	可燃ごみ 4,800 t	可燃ごみ 6,000 t
排出物等の処分先と方法	○可燃ごみは、クリーンセンターとなみにて焼却 ○焼却灰は、民間処理施設にて処理 (埋立) 委託及び一部、クリーンセンターとなみ徳万埋立処分地施設にて処理 (埋立)	○可燃ごみは、クリーンセンターとなみにて焼却 ○焼却灰は、各施設での処理委託に含む

②不燃物、粗大ごみの処理

施設の名称	クリーンセンターとなみ	南砺リサイクルセンター
搬入量 (処理量) 見込み	不燃・粗大ごみ 800t	不燃・粗大ごみ 300t
排出物等の処分先と方法	○荒破碎後の可燃物は、全連続式ストーカ炉にて焼却 ○選別・破碎後のダスト類及びガレキ類は、徳万埋立処分地施設にて埋立処分 ○アルミ、鉄、バッテリー、電気コードは再生処理業者へ ○タイヤや乾電池、廃蛍光管等の有害ごみは、処理業者に委託	○選別・粉碎後の可燃物は、上記可燃物処理と同じ処理 ○金属類は資源化 ○タイヤや乾電池・廃蛍光管等の有害ごみは、処理業者に委託

③資源ごみの処理

施設の名称	クリーンセンターとなみ	南砺リサイクルセンター
搬入量（処理量）見込み	古紙類 20t びん 75t 缶 5t ペットボトル・白色トレイ 19t 紙製・プラスチック製容器包装類等 111t	古紙類 49t ビン・缶 138t ペットボトル・白色トレイ 28t 紙製・プラスチック製容器包装類等 160t
排出物等の処分先と方法	全量、各再生処理業者へ	全量、各再生処理業者へ

④瓦礫類の処理

施設の名称	クリーンセンターとなみ	南砺リサイクルセンター
搬入量（処理量）見込み	ガラス、陶磁器、瓦礫 17t	ガラス、陶磁器、瓦礫 22t
排出物等の処分先と方法	徳万埋立処分地施設にて埋立処分	処理業者に委託（埋立）

IV. し尿処理実施計画書

1. 収集区域の範囲

南砺市全域とする。

2. 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法

一般廃棄物の種類	収集回数	収集方法	備考
し尿	概ね月1回	各戸収集方式	使用者により収集業者に連絡
浄化槽汚泥	年1回以上	各戸収集方式	〃

3. 運搬先

城端・福光・井口・福野・井波・利賀地域より排出されるし尿・浄化槽汚泥については中間貯留槽に一時投入後、纏めて搬出し砺波地方衛生施設組合において処理を行うものとする。

平・上平地域より排出されるし尿・浄化槽汚泥については黎明浄化センターにおいて処理を行うものとする。

①中間貯留槽

処理施設へ纏めて運搬を行なうため市内に中間貯留槽を置き、し尿、浄化槽汚泥を別に保管する。

施設名	運営主体	所在地	備考 (容量 m3)	
			し尿	汚泥
福野中間貯留槽	南砺市	南砺市晩田 45	140	170
福光中間貯留槽	南砺市	南砺市遊部 319	40	40
井波・庄川中間貯留槽	南砺市 砺波市 共同	砺波市庄川町金谷字 大反保 3495	100	100

②処理施設の概要

施設名	運営主体	所在地	備考
砺波地方衛生施設組合 (クリーンシステムとなみ)	砺波地方衛生施設組合	福岡町土屋 710	
黎明浄化センター	南砺市	南砺市下梨	

4. 処理手数料

南砺市条例に基づくもの

種別	単位	金額	備考
し尿	1回 500 リットルまで	3,150 円	10 リットル 当たり 63 円
	500 リットルを超え 100 リットル 増すごとにつき	630 円	
浄化槽汚泥	100 リットルまで	1,360 円	10 リットル 当たり 136 円
	100 リットルを超え 100 リットル 増すごとにつき	1,360 円	

5. 一般廃棄物収集運搬許可業者（し尿・浄化槽汚泥）

業者名	所在地
日環サービス有限会社	南砺市梅ヶ島167番地1
有限会社井波庄川衛生工業	砺波市庄川町示野182番地

6. 年間処理量（計画）

	し尿 単位 (kl)	浄化槽汚泥 単位 (kl)	合計 単位 (kl)	備考
砺波地方衛生 施設組合 (搬出分)	1,041	1,830	2,871	福野・井波・利賀・城端・ 福光・井口
黎明浄化セン ター (搬出分)	490	880	1,370	平・上平

7. その他

南砺市が管理する集落排水等施設

施設の名 称	区 域	事業区分	備考
城端地域			
池川処理施設	叢谷、北野、理休の一部、細野の一部	農業集落排水	
利波川処理施設	長楽寺、次郎丸、吉松、細野の一部、西明、北野の一部	農業集落排水	
平地域			
下梨処理施設	下梨、来栖	農業集落排水	
小来栖処理施設	小来栖	農業集落排水	
田向処理施設	田向	農業集落排水	
大崩島処理施設	大崩島	農業集落排水	
小谷処理施設	下出、東中江、高草嶺、夏焼、入谷	農業集落排水	
祖山処理施設	祖山	農業集落排水	
大島処理施設	大島、籠渡	農業集落排水	
杉尾処理施設	杉尾	林業集落排水	
寿川処理施設	寿川	林業集落排水	

上平地域			
細島処理施設	上平細島	農業集落排水	
菅沼処理施設	菅沼	農業集落排水	
新屋処理施設	新屋	農業集落排水	
下島処理施設	下島	農業集落排水	
田下処理施設	田下	農業集落排水	
皆葎処理施設	皆葎、小原、猪谷	農業集落排水	
楮処理施設	楮	農業集落排水	
利賀地域			
上村処理施設	上村、岩渕	農業集落排水	
百瀬1処理施設	上百瀬、中村、島地、入谷、谷内	農業集落排水	
百瀬2処理施設		農業集落排水	
坂上処理施設	阿別当、坂上、上島、細島、北島	農業集落排水	
下村処理施設	下村	林業集落排水	
千束処理施設	大勘場千束	林業集落排水	
豆谷処理施設	豆谷	農業集落排水	
福野地域			
柴田屋上津処理施設	柴田屋の一部、上津	農業集落排水	
福光地域			
人母処理施設	人母	農業集落排水	
太美山処理施設	嫁兼、太美、吉見、綱掛	農業集落排水	
西太美処理施設	才川七、広谷、小二又、香城寺、小院瀬見の一部	農業集落排水	
高窪処理施設	高窪、砂子谷の一部、土山の一部	農業集落排水	
土山処理施設	土山の一部	農業集落排水	
砂子谷処理施設	土山の一部、砂子谷の一部	農業集落排水	
小又処理施設	小又	農業集落排水	
蔵原処理施設	蔵原	農業集落排水	